

指名及び入札状況閲覧簿（決定）

案件番号	0000003764		業務区分	建設工事
業種	電気			
工事番号及び工事名	市公第22号（仮称）市民交流プラザふくちやま建設工事に伴う電気設備工事			
工事場所	福知山市 駅前町 地内			
工事期間	自 [本契約の締結日] ~ 至 平成26年 3月31日			
入札方法	公募型指名競争入札（JV方式）	契約方法	総価契約	
入札・見積日	平成24年12月12日 16時0分 電子入札	落札方法	価格競争	
概要	(仮称)市民交流プラザふくちやま建設工事に伴う電気設備工事 一式 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上4階・地下1階・塔屋1階他 敷地面積 4879.63平方メートル 建築面積 2001.44平方メートル 延床面積 6663.93平方メートル 受変電設備、発電設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、構内情報通信網設備工事一式他			

	企業名又は委任先名	1回目 入札価格(円) (評価値)	2回目 入札価格(円) (評価値)	3回目 入札価格(円) (評価値)	4回目 入札価格(円) (評価値)	5回目 入札価格(円) (評価値)	備考
1	池田・北陵共同企業体	272,475,000					落札
2	栗原工業・若松電業社共同企業体	269,700,000					失格（最低制限価格未
3	東邦・ホリテック建設工事共同企業体						失格（内訳明細書不備
4	西日本電気システム・北近畿電気システム共同企業体	275,700,000					-
5	福知山電気・井上共同企業体	274,444,000					-
6							
7							
8							
9							
10							

市公 第 22 号 (仮称) 市民交流プラザふくちやま建設工事に伴う電気設備 工事

契約の相手	名称	池田・北陵共同企業体	
	住所	宮津市字滝馬705番地	

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)	286,098,750 円	最高予定価格(税込み)	328,545,000 円
		最低制限価格(税込み)	285,438,300 円

(公募型指名競争入札の場合)	当該資格(入札参加条件)	別紙公告文書のとおり
	参加させなかつた者、その理由	なし
(指名競争入札の場合) 指名者の指名理由		
(随意契約の場合) 相手方の選定理由		

第1回変更契約	変更額	0 円	変更契約日	平成26年 3月 7日
	変更工期	~		
	変更理由	・現場納まり及び消防署指導等による。		
第2回変更契約	変更額	円	変更契約日	
	変更工期	~		
	変更理由			
第3回変更契約	変更額	円	変更契約日	
	変更工期	~		
	変更理由			
第4回変更契約	変更額	円	変更契約	
	変更工期	~		
	変更理由			

福知山市公告第73号

公募型指名競争入札工事の実施について

平成24年10月9日付福知山市公告第55号において募集した工事請負契約の実施にかかる公募型指名競争入札参加申請について、受付期間を延長するので次のとおり公告する。

なお、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件である。

平成24年11月5日

福知山市長 松山 正治

1 工事概要

- (1) 工事名 (仮称) 市民交流プラザふくちやま建設工事に伴う電気設備工事
(2) 工事場所 福知山市駅前町地内
(3) 工事内容 延床面積 6,489.67 m²、建築面積 1,724.05 m²、高さ 20.9m、構造 S造（一部SRC造）、階数 地上4階・地下1階・塔屋1階に伴う受変電設備、発電設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、構内情報通信網設備工事一式他
(4) 工期 平成25年1月から平成26年3月まで
(5) 工事区分 電気工事
(6) 概算工事費 約3億3千万円
(7) 添付書類 設計概要、配置図、平面図、立面図、断面図、線路図、系統図等

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす共同企業体で入札参加申請に基づき、本市が資格認定したものとする。

(1) 共同企業体の結成方法に係る要件

共同企業体は、次の要件に該当する1者の代表構成員（A）と1者の構成員（B）の2者の組合わせとし、本市指定の協定書により協定を締結していること。ただし、この入札において、各構成員は、同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。

ア 代表構成員（A）

- (ア) 平成24年度福知山市建設工事指名競争入札参加資格者の内、「電気」の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成24年福知山市公告第55号の公告の日（以下「公告日」という。）において有効であり、かつ、最新のものに限る。）の総合評定値（P）が790点以上であること。
(イ) 公告日の前日から起算して15年前の日までの間に、請負金額2,500

万円以上の新築工事に係る電気工事（公告日の前日までに完成したものに限る。）を単体で、又は共同企業体の構成員（出資比率15パーセント以上）として元請契約し、施工した実績を有すること。なお、詳細については、別記のとおりとする。

- (ウ) 共同企業体を代表する構成員は、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を当該工事の工事区分について受けている者であること。
- (エ) 入札参加申請時に一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する技術者で、かつ、公告日の前日において5年以上の実務経験を有し、公告日の前日から起算して15年前の日までの間に「施工実績」に掲げる電気工事を主任技術者又は監理技術者として従事（着手から完成まで）した実績を有する専任の監理技術者（監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者）を当該工事に配置できること。なお、詳細については、別記のとおりとする。
- (オ) 共同企業体の代表者は、構成員のうち、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率は他の構成員以上であること。また、最新の経営事項審査結果通知書の電気工事に係る総合評定値が上位の者であること。

イ 構成員（B）

- (ア) 平成24年度福知山市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で「電気」のA等級に登録され、福知山市内に本社・本店を有する者であること。
- (イ) 入札参加申請時に二級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する専任の主任技術者等を当該工事に配置できること。

(2) 共同企業体の構成員他の要件

- ア 入札参加申請時に、当該工事に配置を予定する現場代理人・専任の主任技術者・専任の監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により、適正に確保できる者であること。
- イ 出資比率：共同企業体の出資比率は、いずれの構成員も当該共同企業体の出資総額の30パーセント以上であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 当該工事の入札参加申請時に、福知山市指名競争入札参加資格者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号）の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

なお、本工事の指名については、審査後、要件を満たす共同企業体に通知する。

(注) ア 対象者の名簿一覧

指名競争入札参加者名簿一覧については、本市ホームページの入札・契約情報ポータルサイトに掲載しており、閲覧できる。

イ 資格認定の有効期間等

この有効期間は、認定の日から当該工事の履行後3か月を経過する日（落札者以外の者については、本工事に係る契約が締結される日）までとする。

3 提出書類（所定の様式による。）

- (1) 公募型指名競争入札（共同企業体方式）参加申請書
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 技術資料
- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

ただし、公告日において有効であり、かつ、最新のものを2者とも提出するものとする。

4 入札参加申請の受付等

- (1) 入札参加申請受付期限

期限 平成24年11月19日（月）午後5時まで

- (2) 申請等の提出方法

電子入札システムにより申請し、福知山市公共工事等電子入札運用基準（平成21年制定）第6条に基づき、入札参加申請書、共同企業体協定書及び技術資料を提出すること。

5 入札参加者への通知

- (1) 指名通知及び非指名通知については、平成24年11月下旬に通知予定。
- (2) 非指名通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めるものとする。

6 入札からの排除

- (1) 「福知山市暴力団等排除措置要綱」に定める入札参加資格停止業者の入札参加資格は、認めない。
- (2) 入札参加業者が契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書（電磁記録を含む。）を無効とするものとする。

7 契約事項

仮契約を締結し、市議会の議決を得た時に本契約としての効力を生ずるものとする。
なお、仮契約以後に共同企業体の構成員の要件を欠くことになった場合は、本契約ができない場合があるので、留意のこと。

8 その他

資格要件を満たした有資格者が1者の場合は、この公告による工事発注を行わない。

9 問合先

福知山市財務部契約監理課契約係 T E L 0773-24-7043 (直通)

別記

第2項第1号ア(イ)において規定する「新築」とは、新しく築造する建築物をいう。

第2項第1号ア(エ)において規定する「入札参加申請時に一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する技術者で、かつ、公告日の前日において5年以上の実務経験を有し」とは、入札参加申請時に一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を取得してから、公告日の前日において5年以上の実務経験を有することをいう。

第2項第1号ア(エ)において規定する「施工実績」とは、同項第1号ア(イ)において規定する「施工した実績」をいう。